

## 令和元年5月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和元年5月8日（水）午前9時30分より野津中央公民館（多目的ホール）において会長が5月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員    2番 堀 京子 委員    3番 内藤 康弘 委員    5番 平山 勝丈 委員    6番 佐藤 幸子 委員  
8番 城野 幸司 委員    9番 陶山 秀明 委員    10番 小橋 勇二 委員    11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

4番 藤嶋 祐美 委員    7番 柳井 博之 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 主幹    小原 真理子 主査

### 付議議案

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 非農地証明願いについて

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は藤嶋委員、柳井委員が欠席となっており、出席委員は10名となります。  
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号5番 平山 勝丈委員と、議席番号6番 佐藤 幸子委員に議事録署名をお願い致します。  
ただいまから審議に入ります。  
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。  
令和元年5月8日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号1 畑 229㎡ について、農業用施設用地及び付随施設の設置のため、売買により所有権を移転するものです。

以上1件の申請につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当

するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

4月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議 長        それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

陶 山        私、陶山より、4月24日に実施致しました議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告致します。

番号1の申請地は売買により所有権を取得するものです。譲受人はいちご栽培を行っており、自宅横の畑を取得し、苺の調整、出荷施設を設けるものです。施設の面積は200㎡未満であり、合わせて必要となる進入路と駐車場に関しても転用許可を要しないものであります。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件、それぞれの要件については審査基準に該当するものと判断します。以上です。

議 長        続きまして、事務局から不足説明がございます。

次 長        この案件につきましては、譲受人はJAいちごのリース団地を利用する新規就農者であります。今回の現地調査の時点で、ご覧の通り、苺の選果施設を建設しておりました。農地に200㎡未満の農業用施設を建設する場合は、農地法の転用許可が不要であります。また、これに付随しまして、運搬車両の進入路や駐車スペース等についても法律上の問題はありませんが、本来、こういった取り扱いとしては200㎡以下の農業用施設の設置については、委員会に届け出を行い、建設をする取り扱いを行っておりますが、今回は新規就農者でありまして、届け出は行っておりません。至急、届け出を提出していただき、許可書の発行を議決していただければ発行したいと思います。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年 5 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1 畑 571 m<sup>2</sup>外 1 筆 合計 1,344 m<sup>2</sup> について、所有権の移転により太陽光発電用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 2 畑 545 m<sup>2</sup> について、所有権の移転により一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 3 田 2,299 m<sup>2</sup>外 1 筆 合計 3,413 m<sup>2</sup> について、賃借権の設定により駐車場用地及び店舗用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号4 畑 641 m<sup>2</sup> について、所有権の移転により一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっています。  
番号5 田 254 m<sup>2</sup> について、所有権の移転により一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となっています。  
以上、5条申請5件について、委員会の判断をお願いしたいと思います。

議長 事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

陶山委員 4月24日に実施しました議案第27号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、所有権を取得し、太陽光発電用地として利用するものです。

申請地は2筆の畑で、草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については「第2種中高層住居専用地域」であり、3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。

譲受人は大根等を栽培する農家であり、敷地の一部に農業用倉庫の建築も予定されています。申請地は1筆の畑で、適切に管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、賃借権を取得し、店舗用地として利用するものです。申請地は2筆の畑で、草刈等により適切に管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については「準工業地域」であり3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、草刈等により適切に管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号5は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は草刈等により適切に管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については「第1種住居専用地域」であり3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請5件について調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願い致します。

議長 続きます。地元の推進委員さんからの報告をお願い致します。  
まず第25地区の渡邊さん、お願い致します。

渡邊 第25地区推進委員の渡邊です。  
推進委員 番号2についてですが、農業を行っている申請者が、新たに住宅を建築するとともに将来敷地内に農業用倉庫等の建築を計画しているものがあります。転用に関しては特に問題がないものと思います。

議長 次に第1地区の玉田さん。

玉田 第1地区推進委員の玉田です  
推進委員 番号3の案件については、周辺は市街化が進行している地域で、周囲の農地にも特に影響を与えるものもなく、転用については問題ないものと思われま。

議長 次に第12地区の小野さん、お願い致します。

小 野 第 12 地区推進委員の小野です。

推進委員 番号 4 の案件については、住宅建築を行うものであります。周囲の農地にも特に影響を与えるものもなく、転用については問題ないものと思われ  
れます。

議 長 第 5 地区の安東さん、お願い致します。

安 東 第 5 地区推進委員の安東です。

推進委員 番号 5 案件については、申請地に住宅建築を行うものであります。周囲は既に宅地化が進行しており、周辺の農地に特に影響を与えるものもな  
く、転用については問題ないものと思われ  
ます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより、議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議ない方は、  
挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県  
知事に意見を送付することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 28 号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 議案第 28 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。  
令和元年 5 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 番号 1 畑 69 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 257 m<sup>2</sup> の土地については、長い間耕作されず非農地化した土地です。  
番号 2 畑 465 m<sup>2</sup> の土地については、平成 14 年 9 月 5 日に転用許可を受け非農地化した土地です。  
続いて、現地調査報告ですチェックリストと合わせて報告します。  
番号 1 については、③森林化し農地に復元することが困難な場合に該当し、ア～オの要件も満たしているものと考えられます。  
番号 2 については、②転用目的どおりに転用され非農地化した土地に該当します。  
以上、議案第 28 号 非農地証明願 2 件についてのご提案と現地調査報告となります。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。  
これより議案第 28 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 28 号 非農地証明願いについて、原案どおり承認することに決定を致しました。  
次に議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 5 月 8 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 5 号）「令和元年 5 月 8 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は、平成 31 年 4 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、26,443 m<sup>2</sup>、23 筆です。畑については、5,388 m<sup>2</sup>、8 筆です。合計面積は、31,831 m<sup>2</sup>、31 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 18 名に対しまして、借り手が 14 名となっております。

2 ページ以降につきましては、臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。

以上、令和元年 5 月 8 日公告予定の農用地利用集積計画（第 5 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋 八里合の契約している農地についてですが、ここ 2～3 年草山にしているのに利用権設定をしているのはどうしてですか。

副会長 以前、この案件を相談しましたが、ずっと耕作しておらず、背の高さより高い草山になっています。この状態で利用権設定されても困ります。

次 長 現地調査を行っていないのですが、利用権の提出がされておりました、草山になっているということでしたら確認をしたいと思います。

議 長 事務局が現地を確認して、指導等を行ってください。来月の総会で報告をしてください。

次 長 はい。今回は保留にしておきたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定については、先ほどの件を除き、その他を原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了致しました。